

平成 28 年度

村政執行方針



猿払村

はじめに

平成 28 年第 1 回定例村議会にあたり、村政執行に臨む私の所信を申し上げ、村民の皆様をはじめ村議会議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

私は、平成 25 年 12 月に村長に就任させていただき、折り返しの 3 年目を迎えますが、これまでの 2 年間、職責の重さを感じながら村政執行に努めてまいりました。

しかし、公約の実現へは未だ道半ばであり、人口減少問題や移住・定住の促進など時代の変化に対応しつつ、直面する課題を乗り越えながら、公約実現のために強い信念を持ち、引き続き全力で村政運営を担ってまいります。

また、本年度からは村の最上位計画であります、「第 7 次猿払村総合計画」がスタートします。

この計画は、平成 37 年度までの 10 年間の期間となりますが、短期・中期・長期的な展望のもと、財源の裏付けを伴った計画的な行政を効果的かつ効率的に推進し、漁業・酪農業・商工業などの産業の振興、観光振興、医療・介護・福祉の充実、子育て・教育への支援、生活基盤整備など各種分野の充実に努めてまいります。

特に、懸案事項であります「小規模多機能型居宅介護等施設」の建設につきましては、平成 28 年度からの 2 ヶ年での事業実施を予定しており、要支援・要介護者や認知症高齢者などの方々「住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる」地域づくり、そして、障がいをお持ちの方々も地域に貢献しながら安心して生活できる「ノーマライゼーションのまちづくり」に取り組むこととし、引き続き「誰にでも やさしい まちづくり」を目指してまいります。

以下、施策の大綱を申し上げます。

1. 豊かな産業がある村

① 水産業

《安全操業と生産基盤の強化》

村の水産業は、資源管理型漁業であるホタテや毛ガニ、サケ・マスを中心に水揚げから加工・販売まで多くの村民が関わる基幹産業となっています。昨今頻発する爆弾低気圧の影響はありますが、今後も安定した水産資源の確保、安全性と収益性の高い漁港環境の整備、安全操業のため関係機関との連携を進めてまいります。

【重点項目】

1. 村内3漁港の基盤整備と安全操業の確保に向けた協議
2. 有害海獣(トド・アザラシ)駆除助成の継続
3. 海難事故防止活動

《水産加工の強化と雇用確保》

本村の水産資源のうち、特にホタテは中華圏で依然需要が高い状態ではありますが、更にEU(欧州連合)への輸出量増加のため関係機関と連携してまいります。

【重点項目】

1. EU向け輸出サンプル調査の継続
2. 漁協ホタテ総合加工場整備に向けた支援

② 農林業

《安定した農業経営の確立》

本村農業は、広大な土地を活かした草地型酪農を推進しており、その安定経営の確立には優良な自給飼料の確保が重要であることから、草地の更新等に係る経費を支援してまいります。また、個別経営の補完施設である村営牧野においては、預託事業の効率的な運営を行ってまいります。

【重点項目】

1. 国営事業ポロ沼地区、道営事業シネシンコ地区の円滑な実施
2. 自給飼料増産に向けた草地整備の支援
3. 村営牧野施設の整備と運営

《酪農業の担い手確保》

農業後継者や新規就農者の確保は、次代の酪農業の振興のみならず、地域の維持に直結する課題でもあります。農業を志す若者の掘り起こしとともに、関係機関と連携し老朽施設の更新などの対策を講じてまいります。

【重点項目】

1. 農業後継者に対する支援の実施
2. 新規就農者の募集及び育成

《良好な農村環境づくり》

日本型直接支払制度を活用した、農業者の自主的な活動による生産環境の整備を
図るとともに、集乳路線である村道の整備を行ってまいります。また、生活環境も
含め、野生鳥獣による被害が顕在化していることから、猟友会と連携し駆除等の対
策を進めてまいります。

【重点項目】

1. 中山間地域等直接支払、多面的機能支払制度の取組み
2. 道営農道整備事業(防雪柵の設置)の実施に向けた協議
3. 有害鳥獣の駆除の実施

《多様な森林整備の検討》

本村の森林は素材生産を中心としたもので、水資源や生態系保持の役割を持つも
のでありますが、適正な管理とともに、今後は間伐材などの未利用資源における活
用の可能性などの検討を進めてまいります。

【重点項目】

1. 村有林地の生育状況の把握と分収造林地除伐工事の実施
2. 無立木地への植栽の支援
3. 未利用資源等の活用に向けた検討

③ 商工業

《企業や商店の維持・活性化》

商工業は住民生活にとって重要なインフラではありますが、経営者の高齢化や商店
数の減少が著しい状態にあることから、商店などの経営基盤の強化と安定、活性化
に向けた取組みを商工会と連携し進めてまいります。

【重点項目】

1. 経営改善普及事業、中小企業振興事業への支援
2. 中心市街地活性化に向けた協議
3. 起業家の掘り起こしなど商業活性化に向けた取組み

《商業の機能強化》

昨年、商工会と締結した「高齢者等見守りに関する協定」の取組みを充実させる
とともに、村民の交流や休憩場所として商工会青年部が運営している「さるカフェ」
事業に対する支援を継続してまいります。

【重点項目】

1. 「さるカフェ」事業への支援

《村内消費拡大》

商工業の活性化には、村民による買い支えが重要であり、村内消費の拡大と購買意欲の向上に向けた取組みを実施してまいります。

【重点項目】

1. 「暮らし応援商品券」発行事業への支援

④ 観 光

《観光交流拠点の機能向上》

道の駅「さるふつ公園」を拠点とし、定期的なイベントの開催等による観光資源の積極的な情報発信を進めてまいります。

【重点項目】

1. 道の駅「さるふつ公園」の適正な維持管理
2. 観光協会等諸団体との連携

《観光PR強化による認知度向上と誘客促進》

本村が誇る自然環境や地場産業から生み出される、その新鮮で豊富な食材を通じた全国へのPR活動を本村の観光大使「脇屋 友詞」氏の協力も得ながら、継続的に進めてまいります。また、他市町との広域連携により、冬期間も含めた安定的な誘客のため、増加傾向である外国人観光客(インバウンド)受入のための検討を進めるとともに、滞在型・体験型観光の充実に努め、北海道新幹線開通や東京オリンピック開催に伴う集客活動にも着手してまいります。

【重点項目】

1. 外国人観光客(インバウンド)受入に向けた検討
2. 北海道新幹線開通、東京オリンピック開催に伴う集客活動への着手

⑤ 地域ブランド

《新たな商品開発の体制整備と特産品のPR強化》

本村の基幹産業である、水産業と酪農業の産品を活用した新たな商品展開を更に拡大するとともに、生産体制の充実を図り、継続的な商品の安定生産に向けた開発・研究を行い、販路の創出・拡大に努めてまいります。

【重点項目】

1. 商品開発や特産品開発に向けた体制の充実及び人材育成
2. 安定生産に向けた開発・研究の積極的推進と技術の向上

3. 特産品の販路の創出と拡大

2. 村民の豊かな暮らしを支える環境がある村

① 情報発信

《充実した村内の情報発信・共有と積極的な村外への情報発信》

地域社会の持続的な発展を図るため、村民同士、また、村民と行政が情報を共有できる環境づくりが必要でありますので、村民が感じている課題の把握や村政に対する住民参画を図るため、「まちづくり懇談会」を引き続き開催してまいります。

また、村政における情報共有のツールとして、「広報さるふつ」や村公式ホームページ等の役割は有用でありますので、見る側の目線に立った広報誌の発行と、ホームページやフェイスブックを積極的に活用した行政情報の発信に努めてまいります。

【重点項目】

1. まちづくり懇談会の開催
2. 「広報さるふつ」の内容の充実
3. 村公式ホームページ・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)など、時代に対応した効果的な手段による情報の継続的な発信

② 自然環境

《河川維持及び海岸侵食対策の推進》

海岸保全対策につきましては、津波・高潮等の自然災害から人命や財産を守るため、背後の状況等を考慮した浸食対策事業の推進と、既に実施された護岸工等の補修整備を関係機関に要望してまいります。

また、河口閉塞対策につきましても、パトロール等による日常的な巡視や点検、更には、恒久的な河口閉塞解消に向けての調査を関係機関に要望してまいります。

【重点項目】

1. 浜鬼志別地区海岸浸食による保全施設の整備促進
2. 芦野・知来別地区海岸の既存施設の機能回復補修
3. 鬼志別川・猿払川の河口閉塞解消
4. 知来別川洗掘箇所 の法面補修
5. 猿払川(浅茅野地区)築堤と河道の整備

《自然公園及び自然環境の保全・環境活用》

本村には、北オホーツク道立自然公園が位置しており、この豊かな自然環境を次世代まで守っていくため、適切な維持管理をしてまいります。

【重点項目】

1. 北オホーツク道立自然公園の適切な維持管理

《地域全体で取組む環境意識の醸成》

村内に生息・生育する野生動植物の保護対策を検討してまいります。また、本年度で15回目となる前浜清掃や海岸漂着物の回収についても継続して実施し、海岸の景観と生活環境の保全に努めてまいります。

【重点項目】

1. 希少野生動植物の保護対策の検討
2. 前浜清掃の実施と海岸漂着物(流木等)の適正処理

③ 土地利用・施設配置

《計画的な土地利用の推進・公共施設の適正管理と有効活用》

老朽化が進む村有施設の今後の対策方針を明確化するため、国から策定要請のある「公共施設等総合管理計画」の策定作業に取り組み、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指し、公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化を図る総合的な管理計画の策定に努めてまいります。

また、計画の策定に合わせ、村全体の計画的な土地利用の検討を行ってまいります。

【重点項目】

1. 公共施設等総合管理計画の策定
2. 公共施設等に係る固定資産台帳の整備

④ 住宅環境

《公営住宅の整備と適切管理》

公営住宅につきましては、全管理戸数の約半数が耐用年数を経過していることから、既存ストックを長期間にわたって良好な状態で使用できるよう「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、快適性や安全性に配慮した適正な維持管理を継続してまいります。

また、村内への流入者人口の増加が見込まれることから、鬼志別地区に2棟16戸の単身者向け住宅を新築し、住宅需要の確保に努めてまいります。

【重点項目】

1. 公営住宅等ストック総合改善事業による長寿命化改善工事の実施(苗畑団地)
2. 地域優良賃貸住宅(単身者向け)の建設(新鬼志別団地)

《民間活力を活用した住居環境の確保》

平成 24 年度から施行しております「民営賃貸住宅建設促進助成制度」の活用により、これまで 11 棟 44 戸が建設されましたが、引き続き住宅需要と助成制度利用者の希望等の状況を把握し、民間活力による住環境の整備を進めてまいります。

【重点項目】

1. 「民営賃貸住宅建設促進助成制度」の推進
2. 民間住宅用地の確保

《持家取得支援や空き家対策の実施》

平成 26 年度から施行しております「快適な住まいづくり促進事業」では、前年度 3 件の新築と 1 件のリフォームに対する利用があり、良質な住宅ストック形成のため、引き続き制度の普及促進を図ってまいります。

また、空き家対策につきましては、所有者情報等の実態調査によりその把握に努めるとともに、「空き家バンク」制度の構築に向けた検討を進めてまいります。

【重点項目】

1. 「快適な住まいづくり促進事業」の推進
2. 空き家に関する実態調査の実施

⑤ 社会基盤

《安全で機能的な道路網の整備と維持管理》

道路施設は、産業・経済活動の基盤として、また、通勤や通学・買物など生活する上でも必要不可欠なものでありますので、安全で円滑な交通の確保のため、適切な整備や維持管理を実施してまいります。

【重点項目】

1. 鬼志別市街 13 号線改良舗装工事の実施
2. 除雪トラックの更新
3. 橋りょう長寿命化修繕事業(小松橋・北星橋補修設計及び学校橋補修工事)の実施
4. 老朽化した街路灯の建替え
5. 国道・道道における防雪対策強化や路面舗装補修、通学路(歩道)の除雪等に対する継続的な要望活動

《公共交通の利便性向上》

本村と近隣市町村を結ぶ広域生活路線であります「天北宗谷岬線」につきましては、利用者ニーズに即したサービスの提供と経費削減などの抜本的な見直しのため、路線バスの運行を稚内～中頓別間とすることと合わせ、旭川・札幌方面の J R 便への接続確保のため、鬼志別～音威子府間で新たな乗合タクシーの運行計画を進めてきたところであります。しかし、詳細な収支シミュレーションを行ったところ、路

線再編前よりも自治体負担が増加することが判明したことから、沿線町村で構成する天北3町村公共交通会議において、早急に再編案の見直しを協議してまいります。

また、福祉タクシーにおきましては、昨年度より運賃の引下げや低所得者向け無料チケットの交付を実施し、更に多くのご利用をいただいておりますが、今後も運行実態の把握に努め、サービスの維持・向上を図ってまいります。

【重点項目】

1. 「天北宗谷岬線」路線再編に向けた天北3町村公共交通会議での協議
2. 天北宗谷岬線バス通学定期運賃補助金の補助対象月数の拡充
3. 村有バス格納車庫(デマンドバス・福祉タクシー・スクールバス)の新築
4. 福祉タクシーの無料チケット交付対象者の利用促進に向けた広報活動

《適切な上下水道の整備と維持管理》

簡易水道事業につきましては、快適な生活環境のため、良質な水道水の安定した供給が不可欠であることから、水道施設を良好に保つための管理の徹底や老朽化した施設等の維持補修に努めてまいります。

下水道事業につきましては、生活排水を適切に処理することが衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に直結することから、集落排水処理施設及び個別排水処理施設の計画的な維持管理に努めるとともに、住宅新築等に対しては、地域の実情に応じた処理方式を選択し、効率的な汚水処理を推進してまいります。

【重点項目】

1. 浄水施設管理業務及び水質検査業務委託の充実・強化
2. 知来別地区及び浜猿払地区宅地分譲地における上下水道工事の実施
3. 村内配水管の移設工事の実施
4. 知来別配水池非常用発電機設置工事の実施
5. 処理施設管理業務及び合併処理浄化槽管理業務の充実・強化
6. 下水道管渠清掃業務及び浄化槽清掃業務の実施
7. 合併浄化槽設置工事の実施

《情報通信基盤の安定的な稼働と維持管理》

「光ネットワーク」の活用により、地上デジタル放送や音声告知端末、村内無料電話につきましても円滑に利用されておりますが、運用開始から5年が経過し、サーバー等の関連機器が更新時期を迎えていることから、基金を財源に計画的な更新を進めてまいります。

【重点項目】

1. 地域情報通信基盤施設の保守体制の充実と安定したサービス提供
2. サーバー等関連機器の計画的な更新

《ごみの減量化と適正処理の推進》

これまでも村民と行政が一体となり、ごみの分別化・減量化に取り組んでまいりましたが、「第7期猿払村分別収集計画」に基づき、引き続き村民の皆様にご理解とご協力をいただきながら、循環型社会の形成を目指してまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましては、昨年度に搬入実績の測量を行った結果、7年後には搬入量の許容限度を超える見込が示されたことから、新たな適地の選定を考慮に入れなければならない時期にさしかかっておりますが、新施設の整備には莫大な経費がかかると予想されますことから、今後も適正かつ効率的な搬入に努め、既存施設における埋立受入容量の確保を図ってまいります。

【重点項目】

1. 分別ごみの適正排出と発生の抑制に向けた啓発活動
2. ごみ処理施設に対する村民学習会の開催
3. ごみステーションを含めた各ごみ処理施設の適正な維持補修
4. 資源ごみの細分化に向けた検討

《新たなエネルギーの活用》

地球温暖化対策の新たな枠組みであります、「パリ協定」が昨年12月に採択され、今世紀後半には温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すこととされました。

本村におきましても、「猿払村事務・事業における実行計画(第2期)」におきまして、基準年度の平成22年度と計画達成年度の平成27年度との比較によるCO₂「10%削減」を計画目標値として取り組んできたところ、平成26年度中間値ではありますが、CO₂の10%削減を達成することができました。村でも微力ではありますが「猿払村地球温暖化対策地域協議会」を中心に、村民・事業者・行政が一体となって温暖化対策を継続してまいります。

また、今年で4年目となる「新エネ・省エネ設備等導入促進補助制度」につきましては、LED照明器具等の設置対象を拡大し、その利用を促進してまいります。

更には、再生可能エネルギーの導入につきましても、様々な方向から検討を進めてまいります。

【重点項目】

1. 地球温暖化防止対策の啓発活動
2. 児童・生徒からの温暖化防止標語の募集
3. 新エネ・省エネ設備導入促進補助制度の利用促進
4. 再生可能エネルギー利活用の検討

⑥ 消防・防災・交通安全

《消防体制の整備・充実》

村民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、消防団

及び関係機関と連携し、消防力の強化を進めるとともに、24時間365日対応可能な消防の特性と機動力を生かし、高齢者や災害弱者へのきめ細やかな支援とその対応に努めてまいります。

また、消防団員の士気の向上や組織の活性化を目的とした処遇改善を行うとともに、訓練の充実強化のため、各種訓練・大会への参加体制の確保を図ってまいります。

【重点項目】

1. 火災予防査察や住宅用火災報知器未設置宅への戸別訪問の実施
2. 高齢者や災害弱者へのきめ細やかな支援と対応
3. 全国女性消防団活性化大会・北海道消防ポンプ操法訓練大会・現地教育訓練などへの参加・出場
4. 団員の処遇改善と団員確保に向けた継続的な協議の実施
5. 消防水利の適正な維持管理と小型ポンプなど資機材の整備・充実
6. 積極的な消防広報活動の実施

《地域防災の充実》

延べ30kmを超える海岸線を有する本村にあっては、災害に対する日頃からの備えが特に重要でありますので、各地域にあります自主防災組織活動の活性化のほか、平成23年以来行われていない津波避難訓練について、道が主催する防災総合訓練の本村での実施に向け協議を進めるとともに、総務課内に防災担当係を新設し防災意識の啓発強化を図ってまいります。

また、緊急時における村民への情報伝達手段の一つとして、「緊急情報等メール配信サービス(通称：ほっとメール@さるふつ)」により、現在450名を超える登録者に対し、気象情報や道路交通情報等の緊急情報を提供しておりますが、本サービスの積極的な広報に努め、更なる登録者の増を目指してまいります。

【重点項目】

1. 自主防災組織の活性化など、村民に対する防災意識の啓発強化
2. 北海道防災総合訓練への参加
3. 「ほっとメール@さるふつ」への登録勧奨
4. 停電時における緊急情報伝達手段の検討

《交通安全の推進》

昨年11月13日に、村内における交通事故死「0」3,000日を達成することができましたが、これまでの啓発活動の成果によるものと考えており、交通安全協会等の関係団体に対し心より感謝申し上げますとともに、次なる目標として掲げております。交通事故死「0」3,500日の達成に向け、関係機関と連動した交通安全運動の展開を図ってまいります。

【重点項目】

1. 春・夏・秋・冬の各季節における交通安全運動の実施
2. 新入学児童への街頭啓発の取組み
3. 子どもや高齢者の交通事故防止に向けた取組み
4. 交通安全大会の開催

《防犯の推進》

防犯協会の活動を中心に、自治会等地域ぐるみの“自主防犯”となるよう、住民が互いに関心を持ち、犯罪が起こらない環境づくりの取組みを継続してまいります。

【重点項目】

1. 青少年標語募集事業の継続と青少年スポーツの奨励
2. 防犯パトロールの実施
3. 高齢者等の詐欺被害防止に向けた関係機関との連携
4. 防犯対策関連事業等の広報活動の推進

⑦ 医療・救急

《自立した病院の経営基盤の確立》

村唯一の一次医療機関として、保健・福祉・消防、更には社会福祉法人猿払福祉会と連携を密にし、村民が安心して生活できる医療の提供に努めてまいります。

本年度は、老朽が進む屋上防水や院内設備の整備を進めるなどハード面はもとより、職員の接遇の向上、医療等知識や技術の習得に向けた各種研修機会の確保などソフト面でも環境整備を図ることにより、医療・看護の質を向上させ、より良い医療サービスの提供に努めます。

経常経費の増加や医業収益の減少により経営環境は厳しい状況ではありますが、引き続き各種健診や予防接種事業を積極的に進め収入の確保に努めるとともに、新病院改革プランを策定し、持続可能な病院と浅茅野診療所の運営を検討してまいります。

【重点項目】

1. 収入確保対策(事業所健診・特定健診・ガン検診・予防接種などの継続)
2. 医療サービスの向上(事業推進と充実)
3. 医療・看護の質の向上(院内外での研修・勉強会、各種委員会活動)
4. 新病院改革プランの策定
5. 屋上防水工事の実施
6. 医療機器等の整備

《地域医療体制の充実》

住み慣れた地域で永く住み続けられるためには、地域に密着した病院が必要と考えます。

病院として継続するためには、各医療技術者をはじめとした人材確保が最重要課題であり、引き続き、旭川医科大学をはじめとした関係各機関との連携・協力による機能維持に努め、事業運営を進めてまいります。

【重点項目】

1. 人材確保対策(旭川医大等の出張医受入、名寄市立総合病院との医療連携、名寄市立大学等医療職員養成校への協力依頼)
2. 医療職員養成修学資金貸付

《救急救命体制の整備》

救急体制の充実、村民の誰もが安心して暮らすための重要な要素の一つでありますので、計画的な救急救命士の育成と継続的な研修・実習を進めるとともに、救急現場で救急救命士が医師の指示を素早く仰げるよう、村国保病院との連携体制を強化してまいります。

本村は行政区域が広く、現場に救急車が到着するまでには時間を要することから、AEDの設置促進や普通救命講習の実施を積極的に展開し、村民の救命率向上を目指した環境整備に努めてまいります。

更に重症患者の場合は、ドクターヘリや昨年12月から運行しております、名寄市立総合病院のドクターカーを利用し、早期に専門医へ引き継げるよう連携を強化してまいります。

【重点項目】

1. 救急隊員・救助隊員の研修と救急救命士の生涯教育病院実習の実施
2. AEDを使用した普通救命講習の開催
3. 道北ドクターヘリ及び名寄市立総合病院ドクターカーの有効利用

⑧ 地域福祉

《地域ケア体制の充実と福祉サービスの提供充実》

すべての村民が地域とのつながりや生きがいを実感し、村民同士が助け合うことのできる地域づくりを進めるため、社会福祉協議会・関係機関や自治会と連携をとり、多様な福祉事業の展開や福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、保健・医療・介護などの連携を図った地域包括ケアの推進や福祉のまちづくりを推進し、すべての村民が住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らせるまちの実現に取り組んでまいります。

【重点項目】

1. ふれあいサロン等の小地域活動の展開
2. 後見実施機関の設置
3. 成年後見制度利用支援事業の利用促進
4. 社会福祉協議会への支援強化

⑨ 高齢者福祉

《高齢者の生活の充実》

地域で支えあう環境づくりを進めるとともに、高齢者自らが健康づくりに取り組める機会の提供や、介護予防の推進に努めてまいります。

また、高齢者の単身世帯や認知症を有する人などの生活支援に取り組み、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 認知症サポーターの養成及び認知症初期集中支援チームの活動
2. 地域ケア会議の開催
3. 医療・介護職員研修会の開催や多職種連携の強化
4. 生活支援コーディネーター及び協議体の設置

《高齢者福祉等施設の建設》

第6期猿払村介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、村に貢献されてきた高齢者の皆様が末永く安心して住み続けられるよう、「小規模多機能型居宅介護施設」と「地域交流施設」の建設に着手し、高齢者はもとより、老若男女問わず誰もが気軽に交流できる施設づくりに努めてまいります。

【重点項目】

1. 小規模多機能型居宅介護施設及び地域交流施設の建設
2. 施設開設に向けた人材の確保

⑩ 障がい者福祉

《障がい者福祉サービスの充実と社会参加の促進》

障がい者の自立と社会参加を推進し、住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かに暮らすことができる地域づくりに取り組むため、障がい者の福祉サービスの充実はもとより、村内で提供できる就労の場づくりなど社会参加を促進させるための取り組みを進め、暮らしやすい環境づくりに努めてまいります。

【重点項目】

1. 障がい者支援団体への支援の継続
2. 経済的支援(交通費助成)など福祉サービスの充実
3. 精神障がい者の集いの場「たんぽぽ」の実施等による社会参加の促進
4. 「障がい者(児)の手引き」を活用した、暮らしやすい環境づくりの推進

3. 心豊かでステキな人がいる村

① 健康づくり

《生活習慣病予防・母子保健事業など健康づくりの推進》

子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと健やかに暮らすことのできる村づくりを進めるため、各種健康診査等を充実させた生活習慣病予防の推進、妊婦健診や乳幼児健診及び予防接種を充実させた母子保健事業の推進など、健康づくりに取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 各種健(検)診の受診率及び特定保健指導率の向上
2. 子ども医療費助成の継続
3. ゲートキーパー養成事業の地域開催
4. 保健師の訪問・相談事業の充実
5. 定期予防接種の体制整備

② 子育て・児童福祉

《多様な保育サービスの提供と地域や家庭での子育て支援環境の向上》

ここ数年、本村における出生数には大きな減少は見られず、25名から30名程度で推移しており、その背景としまして、本村における経済的な豊かさと安定性も要因の一つと思われます。

その一方で、子育てが困難な家庭が増え支援を必要とする家庭も多くなり、また、発達の遅れを抱えた子どもも増加していることから、保育所における日常の支援に加え、子育て支援センターにおいても手厚くサポートしてまいります。

すべての子育て家庭への支援に社会全体で取り組むとともに、待機児童のない環境を維持することにより、将来の猿払村を担っていく子ども達を安心して子育てできる地域を目指してまいります。

【重点項目】

1. 多子世帯やひとり親世帯に対する保育料金の軽減
2. 民間企業に対する産前産後休暇や育児休業の働きかけ
3. 子育てが困難な家庭へのサポート
4. 児童クラブの充実
5. 子育て支援センターにおける休日の施設開放
6. 子育てボランティアの確保と学習会の充実

③ 教育・文化・スポーツ

《教育の推進》

情報化やグローバル化の進展など急激な社会変化に伴い、社会全体の活力や国際的な存在感の低下などが懸念され、持続可能で活力ある社会の構築に向け「自立」「協働」「創造」の理念実現に向けた生涯学習社会の構築が求められています。

他と協調し自立的に社会生活をおくる力や課題に直面したときに自ら解決し未来を切り拓く力、必要な情報を選択し活用する創造力等を育むことは、猿払の未来をたくましく拓く人を育てることにつながります。

本年度は、総合教育会議の内容充実のため、教育委員会との円滑な意思疎通を図り、本村の教育課題及び目指す姿などの方向性を共有し教育行政を進め、豊かな教育環境と村民ニーズに応える生涯学習の充実に努めてまいります。

そのため、第7次猿払村総合計画に基づき、昨年度策定した教育目標や方針を定める教育大綱により、人育て・未来づくりの基盤である教育の方向性を明確にし、本村の教育振興と発展に向け全力で取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 村総合計画と整合性をもった新猿払村教育推進計画の推進
2. 旧浜猿払小学校跡地活用内容の確立

④ 国内外交流・村内交流

《国際交流の推進》

平成23年度にロシア・サハリン州オジョールスキイ村との学童交流事業を再開して以来、相互訪問を行い交流を深めてきたところではありますが、昨年限りで民間会社による運航が廃止されるという事態となり、現時点においても運航再開の目途が立っていないことから、本年度の受入事業の実施は困難な情勢となっております。

当面はその推移を見守らざるを得ませんが、状況によっては、交流事業の今後の在り方について再検討が必要であると考えております。

【重点項目】

1. サハリン州オジョールスキイ村からの学童訪問団の受入
2. 中国人技能実習生と村民との文化交流事業の充実

《国内交流の推進》

石川県内灘町と本村は、明治時代のホタテ漁場開拓の頃からの歴史的つながりの中、昨年10月に友好都市提携を結んだところでもあります。

これまでは職員レベルでの交流が主でありましたが、友好都市提携を機に交流事業を住民レベルへと発展させた交流事業を展開し、より実りある関係を築いてまいります。

【重点項目】

1. 両町村の「道の駅」における特産品販売の取扱いに向けた検討
2. 内灘町での本村特産品PRイベントの開催
3. 両町村の連携による「ふるさと納税」謝礼品取扱いの実施

《村内交流の推進》

自治会連合会主催による「カラオケ大会」や「サークルボール大会」などを通じ、多くの住民が参加し、村民の交流が促進できるよう支援してまいります。

また昨今、村民独身者の出会いの場が少なくなっていることから、婚活イベント等の開催を通じて、結婚へのきっかけづくりに対する取組みを継続的に行ってまいります。

【重点項目】

1. 地域おこし交流事業(婚活)の継続的な開催

⑤ 地域コミュニティ・住民自治

《地域コミュニティ活動の推進》

地域の発展を図るためには、人と人とのつながりが大切であり、そのためには村民同士や村との情報の共有が必要でありますので、コミュニティ活動の推進を図るため、「地域担当職員制度」による活動を継続的に行ってまいります。

【重点項目】

1. 地域担当職員の派遣

《村民による地域活動や協働のまちづくりの促進》

道内で開催する自治会研修会等に積極的に参加できるよう、自治会連合会のコミュニティ活動を継続的に支援してまいります。

【重点項目】

1. 自治会連合会への支援

《男女共同参画の推進》

人口減少社会に伴い、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を保つことが必要であります。男女お互いが人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会を確立するため、男女共同参画基本計画を策定してまいります。

【重点項目】

1. 男女共同参画基本計画の策定

⑥ 移住・定住

《地域おこし協力隊の募集促進》

将来的な人口減少・少子高齢化に対応するための移住定住対策の一つとして、現在3名の地域おこし協力隊員が本村へ移住し活動を行っております。今後も隊員自らが村の資源や魅力を発信するとともに、隊員の雇用や暮らしに関わる支援を行ってまいります。

【重点項目】

1. 地域おこし協力隊の積極的な募集活動の展開
2. 地域おこし協力隊への支援の推進

《移住定住につながる体験等の充実》

昨年度実施しました「最北の村さるふつ味覚まるごとフェア」「最北の村さるふつ移住体験ツアー」を継続的に実施し、移住体験(ちょっと暮らし)ができる「移住体験住宅」の有効活用と合わせ、移住体験・就労体験プログラムの充実を図ってまいります。

【重点項目】

1. 「最北の村さるふつ味覚まるごとフェア」及び「最北の村さるふつ移住体験ツアー」の継続的な実施
2. 移住体験住宅の有効活用と体験プログラムの検討・充実
3. 移住定住に関する積極的な情報発信

《東京 23 区との連携事業の推進》

地方創生の主要施策の一つであります「地域間連携」の一環として、北海道町村会と東京 23 区との間で連携事業の取組みが進められております。連携事業につきましては宗谷町村会でも検討しておりますが、稚内市も含めた形で具体的な検討を進め、地場産品の物販など民間企業を取り込んだ経済交流や人的交流を促進し、将来的な移住・定住人口の確保に向けた取組みを進めてまいります。

【重点項目】

1. 東京 23 区との連携事業による経済交流・人的交流の推進

4. その他

① 行政基盤

《行政組織の効率化》

地方公務員法の改正により、本村においても能力・実績に基づく「人事評価」を本年度より実施することとなります。その運用にあたっては、昨年度より内部検討

組織を立ち上げ、適正かつ公正な評価方法の構築を進めてきたところでありますが、処遇ありきではなく、職員間でのコミュニケーションの活性化や組織目標・個人目標の明確化による組織マネジメントの強化を図りつつ、職員の能力開発・人材育成にその効果を発揮できるよう、適正な制度運用を図ってまいります。

【重点項目】

1. 人事評価制度の適切な運用
2. 定員管理計画に基づく新規職員(専門職を含む)の計画的な採用
3. 事務事業に応じた適正な職員配置

《行財政基盤の健全化》

第7次猿払村総合計画を構成する「基本構想」「基本計画」「実施計画」に基づき事務事業を進めてまいりますとともに、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定しました、「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」につきましても、基本目標や重要業績評価指標の実現に向け、地方創生の取組みを進めてまいります。

また、「ふるさと納税(ふるさと寄附)制度」につきましては、ポータルサイトへの掲載やクレジットカード決済の導入などにより、昨年度に初めて1億円を超える寄附をいただきました。本村のPRはもとより地場産品の売上増による経済効果や、財政面からも自主財源の確保策として多大な効果が期待できますので、謝礼品として提供しております特産品の更なる充実など、魅力ある「ふるさとづくり」の形成のため、「ふるさと納税」における積極的な事業展開を進めてまいります。

【重点項目】

1. 第7次猿払村総合計画の進捗管理
2. 「地方人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗管理
3. 「ふるさと納税(ふるさと寄附)」謝礼品としての本村特産品ラインナップの充実

《広域行政の推進》

稚内市と管内町村で形成する「宗谷定住自立圏」におきまして、新しい共生ビジョンが策定される予定であります。本村にとって利点が期待できる取組みについては、引き続き積極的な参加を進めてまいります。

【重点項目】

1. 新・共生ビジョン策定後の検証

おわりに

以上、平成 28 年度における村政運営の基本的な考え方と主要施策について申し上げます。

急速な少子高齢化が進み、本村のような小規模自治体を取り巻く環境は一段と厳しくなっておりますが、「第 7 次猿払村総合計画」や「猿払村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を指針として、職員とともに課題解決をしながら、村民の皆様が安心して生活を営み、子どもを産み育て、高齢者や障がい者の方々を支える環境をつくり出していけるよう、誠心誠意努力をしております。

結びに、村民の皆様並びに村議会議員各位の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月 8 日

猿払村長 伊 藤 浩 一